

国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p style="text-align: center;"><u>国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する細則</u></p> <p>本則</p> <p>(提出書類)</p> <p>第1条 <u>国立大学法人東京農工大学名誉教授に関する規程</u>(以下「規程」という。)第2条の規定により<u>名誉教授の称号</u>を申し出る場合は、次の文書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(推薦手続)</p> <p>第2条 規程第3条の規定による<u>名誉教授の称号授与</u>については、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) <u>国立大学法人東京農工大学</u>(以下「本学」という。)学長として特に功績顕著な者については、学長が教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>名誉教授の称号</u>を申し出る場合は、前条の規定を準用する。</p> <p>(議決)</p> <p>第3条 評議会において<u>名誉教授称号授与</u>の審議を行うに当たっては、申し出を行った学長又は組織及び施設の長が説明を行い、出席した評議員の4分の3の賛成を必要とするものとする。</p> <p>(授与)</p> <p>第4条 <u>名誉教授称号授与</u>は、別紙様式による辞令書を交付することにより、大学がこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;"><u>東京農工大学名誉教授称号授与細則</u></p> <p>本則</p> <p>(提出書類)</p> <p>第1条 <u>東京農工大学名誉教授称号授与規程</u>(以下「規程」という。)第2条の規定により<u>組織及び施設の長</u>が申し出る場合は、次の文書を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(推薦手続)</p> <p>第2条 規程第3条の規定による<u>名誉教授の称号授与</u>については、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) <u>東京農工大学</u>(以下「本学」という。)学長として特に功績顕著な者については、学長が教育研究評議会(以下「評議会」という。)に諮る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項の規定により<u>学長又は組織及び施設の長</u>が申し出る場合は、前条の規定を準用する。</p> <p>(議決)</p> <p>第3条 評議会において<u>名誉教授の称号の授与及び取消</u>の審議を行うに当たっては、申し出を行った学長又は組織及び施設の長が説明を行い、出席した評議員の4分の3の賛成を必要とするものとする。</p> <p>(授与)</p> <p>第4条 <u>名誉教授の称号の授与</u>は、別紙様式による辞令書を交付することにより、大学がこれを行う。</p>	

<p>(新設)</p> <p>別紙様式 辞令書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">       国立大学法人東京農工大学名誉教授の        称号を授与する     </p> <p style="text-align: center;">       年        月        日     </p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: left;">       印        国立大学法人        東京農工大学     </p> </div>	<p>(称号の取消)</p> <p><u>第5条 規程第5条の規定により名誉教授の称号を取り消した場合は、その者に交付した辞令書を返付させるものとする。</u></p> <p>別紙様式 辞令書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">       上特に功績がありましたので学校教育        あなたは本学に勤務され教育上學術        法の定めるところにより東京農工大学        名誉教授の称号を授与します     </p> <p style="text-align: center;">       年        月        日     </p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: left;">       印        東京農工大学     </p> </div>	
---	---	--

附 則 (細則第15号)

この細則は、平成27年5月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。